

## 6-2. ケース2（陸路避難、海路避難、空路避難） における対応

### <ケース2における基本的な考え方>

#### 【適用条件】

以下の全ての条件に該当する場合に適用。

- ・放射性物質放出まで時間的猶予がある場合
- ・国道197号の一部が使用不可な場合
- ・港湾が使用可能であり、船舶の利用ができる場合

#### 【避難方法】

- ・陸路による避難が実施できる地域は、自家用車・バス等による陸路避難を実施。
- ・陸路による避難が実施できない地域は、船舶による海路避難を実施。
- ・ヘリコプターによる避難が可能な場合は、空路避難を併用。



# (ケ-2) 瀬戸地域の学校・保育所の陸路避難

- 瀬戸地域の3つの小中学校の児童等(約90人)は、警戒事態になった場合、避難準備を開始し、施設敷地緊急事態になった場合、職員とともに避難経由所(松前公園)に移動後、保護者に引き渡す。
- 瀬戸地域の2つの保育所の児童(約30人)は、警戒事態になった時点で保育を中止し、保護者へ引き渡す。保護者への引き渡しができなかった児童は、施設敷地緊急事態になった場合、職員とともに最寄りの学校に移動のうえ、学校の児童等と一緒に避難経由所(松前公園)に避難し、保護者に引き渡す。
- 全ての学校・保育所において個別避難計画を策定済。

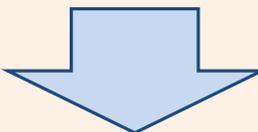
学校			
学校名	人数		
	児童等	職員	合計
三机 <small>(みつくえ)</small> 小学校	32人	9人	41人
大久 <small>(おおく)</small> 小学校	27人	8人	35人
瀬戸 <small>(せと)</small> 中学校	31人	11人	42人
<b>合計(3施設)</b>	<b>90人</b>	<b>28人</b>	<b>118人</b>

保育所			
保育所名	人数		
	児童	職員	合計
三机 <small>(みつくえ)</small> 保育所	12人	5人	17人
大久 <small>(おおく)</small> 保育所	14人	7人	21人
<b>合計(2施設)</b>	<b>26人</b>	<b>12人</b>	<b>38人</b>

避難準備※1



児童等と職員がともに避難経由所(松前公園)に避難を開始



**避難経由所(松前公園)**  
児童等は、避難経由所で保護者に引き渡し

警戒事態

施設敷地緊急事態

全面緊急事態

避難準備



引き渡しができなかった児童と職員は、最寄りの学校に移動し、学校の児童等と一緒に避難経由所(松前公園)に避難を開始

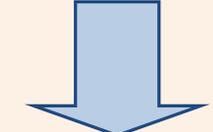


**避難経由所(松前公園)**  
保護者への引き渡しができなかった児童は、避難経由所で保護者に引き渡し

児童の引き渡し → 保護者が児童を引き取り・避難準備



避難の開始



※1 学校に保護者が児童等の迎えに来た場合は、引き渡しを実施

※2 児童等の人数については、平成30年11月1日現在

# (ケ-2) 三崎地域の学校・保育所の海路避難

- 三崎地域の3つの小中学校及び高等学校の児童等(約190人)は、警戒事態になった場合、避難準備を開始し、施設敷地緊急事態になった場合、職員とともに一時集結所(三崎総合体育館)に移動。
- 三崎地域の保育所の児童(約30人)は、警戒事態になった時点で保育を中止し、保護者へ引き渡す。保護者への引き渡しができなかった児童は、施設敷地緊急事態になった場合、職員とともに最寄りの学校に移動のうえ、学校の児童等と一緒に一時集結所(三崎総合体育館)に移動。
- 船舶の準備が整い次第、三崎港に移動し、海路及び陸路により避難経由所(松前公園)に移動後、保護者へ引き渡す。

学校			
学校名	人数		
	児童等	職員	合計
三崎(みさき)小学校	51人	15人	66人
三崎(みさき)中学校	30人	13人	43人
三崎(みさき)高等学校	111人	28人	139人
<b>合計(3施設)</b>	<b>192人</b>	<b>56人</b>	<b>248人</b>

保育所			
保育所名	人数		
	児童	職員	合計
三崎(みさき)保育所	34人	9人	43人
<b>合計(1施設)</b>	<b>34人</b>	<b>9人</b>	<b>43人</b>

避難準備※1

児童等と職員がともに一時集結所(三崎総合体育館)に移動し、船舶の準備が整い次第、三崎港から海路及び陸路による避難を開始

**避難経由所(松前公園)**  
児童等は、避難経由所で保護者に引き渡し

警戒事態

施設敷地緊急事態

全面緊急事態

避難準備

児童の引き渡し

保護者が児童を引き取り・避難準備

引き渡しができなかった児童と職員は、最寄りの学校に移動。

一時集結所(三崎総合体育館)に移動し、船舶の準備が整い次第、三崎港から海路及び陸路による避難を開始

**避難経由所(松前公園)**  
保護者への引き渡しができなかった児童は、避難経由所で保護者に引き渡し

※1 学校に保護者が児童等の迎えに来た場合は、引き渡しを実施

※2 児童等の人数については、平成30年11月1日現在